8　学資支給基金の運用について準用する独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第四七条の規定に違反して学資支給基金を運用した機構の役員を二〇万円以下の過料に処することとした。（第三〇条関係）

9　施行期日等

㈠　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うこととした。（附則第四条関係）

㈡　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第五条関係）

㈢　この法律は、平成二九年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（法律第一〇号）（農林水産省）

1　特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限を五年延長し、平成三四年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（法律第一一号）（総務省）

1　過疎地域の要件の追加

過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域として、次のいずれかに該当し（ただし、㈠、㈡又は㈢に該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二七年の人口から当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（以下「四五年間人口減少率」という。）が〇・三二以上であること。

㈠　四五年間人口減少率が〇・二七以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二七年の人口のうち六五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三六以上であること。

㈡　四五年間人口減少率が〇・二七以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二七年の人口のうち一五歳以上三〇歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

㈢　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四五年の人口から当該市町村人口に係る平成二七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四五年の人口で除して得た数値（以下「四五年間人口減少率」という。）が〇・二二以上であること。

㈣　国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

2　過疎地域自立促進のための地方債の対象経費の拡充等

地方債をもってその整備に必要な経費の財源とすることができる施設として、市町村立の中等教育学校、市町村立の特別支援学校、市町村立の専修学校及び市町村立の各種学校を追加するとともに、政令で規定されていた市町村立の幼稚園を法律に規定するものとした。（第一二条第一項第一八号及び第一九号関係）

3　減価償却の特例の拡充

租税特別措置法の定める特別償却を行うことができる事業のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）を追加するものとした。（第三〇条関係）

4　地方税の課税免除等に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加するものとした。（第三一条関係）

5　この法律は、平成二九年四月一日から施行するものとした。

◇津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第一二号）（内閣府本府）

1　津波防災の日の規定について、二〇一五年一二月二二日の国際連合総会において一一月五日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加することとした。（第一五条第三項関係）

2　国の財政上の援助に関する規定の有効期限を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一条第二項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第一三号）（財務省）

1　個別品目の関税率の見直し

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の軽減措置の対象に、企業主導型保育事業に係る保育施設を追加するとともに、パラ－ニトロクロロベンゼン及び玩具の関税率の撤廃等を行うこととした。（関税定率法別表並びに関税暫定措置法別表第一及び別表第一の三関係）

2　税関における水際取締りの強化

㈠　外国貿易機等の運航者等に対し、その出港の前に、当該外国貿易機等に係る予約者情報等について報告を求めることができることとした。（関税法第一七条、第一七条の二、第二〇条及び第二〇条の二等関係）

㈡　特殊船舶等の出港手続等に係る規定を整備することとした。（関税法第一七条の二及び第二〇条の二等関係）

㈢　外国貿易船等又は外国貿易機等が入出港する際の報告事項について、原則として電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととした。（関税法第一五条、第一五条の三、第一七条～第一八条の二、第二〇条及び第二〇条の二関係）

3　犯則調査手続の見直し

国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続について、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続等の規定を整備することとした。（関税法第一一章等関係）

4　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　平成二九年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を一年延長する等所要の改正を行うこととした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

㈡　平成二九年三月三一日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を三年延長する等所要の改正を行うこととした。（関税暫定措置法第四条及び第八条関係）

㈢　平成二九年三月三一日に適用期限が到来する沖縄における特定免税店制度及び選択課税制度について、これらの適用期限をそれぞれ三年及び二年延長することとした。（関税暫定措置法第一三条及び第一四条関係）

5　この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律（法律第一四号）（厚生労働省）

一　雇用保険法の一部改正関係

1　賃金日額の下限額等の改正

㈠　賃金日額の下限額について、二、四六〇円とし、賃金日額の上限額について、受給資格者の年齢に応じて次の表に掲げる額とするものとした。（第一七条第四項関係）

年齢	賃金日額の上限額
六〇歳以上六五歳未満	一万五、五九〇円
四五歳以上六〇歳未満	一万六、三四〇円
三〇歳以上四五歳未満	一万四、八五〇円
三〇歳未満	一万三、三七〇円